

「幼稚園及び学校における働き方改革
実施計画」

平成31年3月
文京区教育委員会

目次

I	実施計画の基本的考え方	
1	幼稚園及び小・中学校における働き方改革の目的	1
2	本実施計画の位置付け	1
3	保護者・地域社会の理解促進及び東京都への働き掛け	2
II	文京区立幼稚園及び小・中学校における働き方改革に向けた今後の取組	
1	在校・園時間の適切な把握と意識改革の推進	3
2	教員業務の見直しと業務改善の推進	4
3	学校・園を支える人員体制の確保	4
4	部活動の負担を軽減	5
5	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備	6

I 実施計画の基本的考え方

1 幼稚園及び小・中学校における働き方改革の目的

幼稚園や小・中学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新幼稚園教育要領及び新学習指導要領の確実な実施など、幼児教育や学校教育の更なる充実が求められています。こうした中、幼稚園及び小・中学校現場において教員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、一方で教員の長時間労働が常態化しており、このことは子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

平成30年2月に東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を策定したことを受け、文京区教育委員会においても、文京区立幼稚園及び小・中学校（以下「幼稚園及び小・中学校」）の「働き方改革実施計画」を策定し、教員の長時間労働の改善に早急に取り組むこととしました。

2 本実施計画の位置付け

幼稚園及び小・中学校の現状

東京都教育委員会が実施した勤務実態調査においても、小・中学校教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、特に中学校では約7割の教員において、週当たりの在校時間が60時間を超えている状況です。

実施計画の位置付け

本実施計画は、幼稚園及び小・中学校の設置者である文京区教育委員会が策定し、幼稚園及び小・中学校の取組を促進することを目指すものです。

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月間平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

こうした基準や国における働き方改革の動向についても念頭に置きながら、教員の長時間労働が看過できない状況であることを踏まえ、まずは「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指し、「週当たりの在校・園時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことを、幼稚園及び小・中学校における共通の目標に掲げ、改革に取り組んでいくこととします。

また、先に示した厚生労働省による基準等から、月当たりの時間外労働は45時間を超えないことが望ましいことから、働き方改革の取組を進めていく中で、できるだけ多くの教員の在校時間がこの水準を下回るよう努めていきます。

進捗状況の把握等

文京区教育委員会は、幼稚園及び小・中学校における働き方改革を継続的に推進するために、本実施計画の進捗状況の管理や幼稚園及び小・中学校で共有すべき好事例の周知等に取り組んでいきます。また、策定した実施計画に基づき、幼稚園及び小・中学校における働き方改革を計画的かつ速やかに実行するとともに、計画策定状況等については、これを公表し、取組の進捗状況に応じて実施計画の継続的な見直しを行っていきます。

3 保護者・地域社会の理解促進及び東京都への働き掛け

保護者・地域社会の理解促進

学校における働き方改革を進めることにより、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという目的について、保護者や地域社会の方々にも理解していただく必要があります。

今後、学校における働き方改革の意義や取組について、保護者の方々に理解していただけるよう説明するとともに、併せて地域社会の方々の理解を促進するための啓発活動を進めます。

東京都への働き掛け

学校における持続可能な勤務環境を整備し、教員の長時間労働を改善するためには、自治体個々の取組や学校の自助努力だけでは限界があり、都レベルでの抜本的な制度改正等の実現が不可欠です。

このため文京区教育委員会は、教職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援について引き続き、特別区教育長会等を通じて都に求めていくなど、制度面に関する見直しについても要望、提言を行っていきます。

II 文京区立幼稚園及び小・中学校における働き方改革に向けた現状と今後の取組

「週当たりの在校・園の時間が60時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標の達成に向けて、教員一人一人が時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、幼稚園及び小・中学校における働き方改革を進めていきます。

1 在校・園時間の把握と意識改革の推進

在校・園時間の適切な把握と活用

- 小・中学校においては、文京区立学校職員服務規程により、校務支援システムを活用した出退勤カードシステムを導入し、平成31年4月から出退勤時においてカードで打刻を行うことにより、教員の在校時間を客観的に把握する仕組の導入をいたします。また、小・中学校においては、今後の勤怠システムの導入など検討し、校務の効率化を検討してまいります。
- 文京区教育委員会として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の公布を受け、まずは、校務支援システムを導入し、在校時間を把握できるようにしてまいります。あわせて、相談窓口を設置するとともに、産業医面接指導を行うことを周知してまいります。幼稚園及び小・中学校においても、今後、教員の在校・園時間を把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたワーク・ライフ・バランスの実現を図ってまいります。また、それぞれの教員の在校・園時間に対する自己管理意識の醸成も併せて図ってまいります。

学校・園閉庁日等の設定

- 幼稚園及び小・中学校が、定時退庁日や長期休業中等に学校閉庁日を設定するなど、勤務環境の改善に向け、それぞれの実情に応じた取組を進めるよう促してまいります。

働き方改革に向けた研修の充実

- 教員一人一人に時間を意識した働き方の実践を促すため、文京区教育センターが実施する教育課題研修等において、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスに関する内容を取り入れます。
 - ①平日は、1日当たりの在校時間を11時間以内とすること。
 - ②週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないように、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。
- 教職員を対象とする研修において、これまで実施してきた組織管理等の内容に加え、教員の健康管理や時間管理に関する内容を盛り込むなど、教職員のタイムマネジメント能力向上を図ってまいります。

2 教員業務の見直しと業務改善の推進

ICT化の推進等

- 日々のサービス管理に関する副校長の負担が大きいことから、現在、紙の様式により行われている事務処理について、今後電子化やシステム処理による効率化を検討していきます。
- 既に各学校に導入されているVドライブ等を活用した指導案や教材等の共有化を促進し、授業準備等の時間の短縮を図れるよう、データベース化するなど検討してまいります。

留守番電話の導入の検討

- 教員が平日の夜や休業日中に電話を取ることなく、職務の推進を図れるように、留守番電話の導入を検討いたします。
- 幼稚園においても留守番電話の導入に向けた調査を実施するとともに、導入を検討いたします。

学校への調査等及び印刷物の縮減

- 文京区教育委員会が実施している調査については、目的や頻度、時期等を改めて精査するなど、調査等の縮減を図っていきます。
- 民間団体等からの各種コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布物依頼などに関しては、当該団体に対して配慮を求めます。

効率的・効果的な研修の実施

- 教員の研修への参加意欲は高いものの、日常業務への影響等が研修参加を躊躇させる要因となっていることを踏まえ、文京区教育センターにおける研修内容を精選し、講義や演習の質を落とすことなく、研修回数の縮減を行います。
- 業務改善や労働問題等に詳しい外部の専門家による研修を活用して、教員の意識改革やタイムマネジメント手法の取得・定着を図ります。

3 学校・園を支える人員体制の確保

学校経営支援員の配置

- 副校長を補佐する非常勤教員の任用の規模を拡大し副校長の負担軽減を図っていきます。
- 再任用・非常勤教員を満了となった者等のうち今後も働く意欲がある者を「学校経営支援員」として任用・配置し、学校経営補佐等の業務を担わせることにより、副校長の負担軽減等を図っていきます。

非常勤事務職員の時間数

- 標準的職務内容として学校経営に参画することを求められている都費事務職員に加え、区費事務職員についても教員の補助的事務を担えるよう勤務時間数を見直すなど、その

能力活用を促進していきます。

英語専科教委員及びALTの配置

○小学校外国語及び外国語活動の全面実施に向けて、全時間にALTを配置してまいります。
また、東京都教育委員会と連携して英語専科教員の配置を進めてまいります。

専門スタッフ（SSW・SC）の配置

○子どもたちを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等のニーズが増え続けていることなどを踏まえ、今後もこうした専門スタッフの配置を促進していきます。
○専門スタッフについては、量的な拡大のみならず、質的な向上も重要であり、研修会や連絡会などを通じて質の確保を図っていきます。

法律相談窓口の拡充

○学校・園における保護者対応など、困難な事例に対して、文京区教育委員会が雇用する顧問弁護士に相談できる体制を構築し、緊急時の対応に備えていきます。

一般教員の負担軽減に向けた人材の配置

○教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」を配置することにより、教員が児童・生徒への指導や授業準備等に力を発揮できる環境を検討します。

4 部活動の負担を軽減

部活動ガイドラインの策定

○現在、国において作成された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会において作成された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、文京区教育委員会においては、文化部活動も含め、活動時間や休養日についての基準の設定、適切な部活動運営の在り方等について、「文京区部活動ガイドライン」を作成し、その確実な実施を図っていきます。

部活動指導員及び部活動補助員の配置

○顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる「部活動指導員」が学校職員として新たに位置付けられたことから、この部活動指導員を全中学校に配置し、顧問教員の負担軽減を図っていきます。

部活動指導員研修

○文京区教育委員会は、部活動指導員に対する研修等を計画的に実施し、資質の向上を図っていきます。

コーディネート機能の強化

○文京区教育委員会は、各種団体と連携し、部活動の支援人材の掘り起こしなど、部活動支援を進めます。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

人事考課制度等における取組

○各小・中学校では、教育管理職の職務上の目標として、教職員の仕事の効率化等ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組について設定するなど、自己申告等を通じ、長時間労働の改善に向けた教員の意識改革や職場風土の醸成を推進します。

学校と地域の連携・協働の推進

○地域学校協働活動やコミュニティ・スクールなど、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援し、学校教育活動の充実を図っていきます。